

「海の京都市場～Kyoto by the sea market～」

出店者募集要領

1 趣旨

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（以下「海の京都 DMO」）は、株式会社ホリグチ（以下「株ホリグチ」）と連携し、「海の京都市場～Kyoto by the sea market～」（以下「海の京都市場」）を開設することで、海の京都地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）内の農商工連携や地域資源の活用などにより開発した商品や、魅力ある隠れた特産品（以下「特産品等」）の普及・販売を行うため、「海の京都市場」出店に際して必要な条件、その取扱いを定め、募集することとする。

2 出店要件

「海の京都市場」へ出店するものは、次に掲げる要件をすべて満たすものであり、あらかじめ「特産品等」を「海の京都市場」に出品・販売できる事業者及び団体（以下「海の京都事業者」）でなければならない。

- (1) 「特産品等」の開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を海の京都地域内に有するものであること。
- (2) 商品・値段・販売数・配送時期などの販売条件の決定、商品の在庫管理、配送が行えること。
- (3) 以下の要件に合致しないもの
 - ① 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 対象事業者が、①から⑤までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入

契約その他の契約の相手方とした場合（⑥に該当する場合を除く。）に、海の京都 DMO が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

3 対象となる商品

下記要件を満たす商品であること。出店要件を満たした出店者が出品する商品については、「海の京都市場」にて審査・選定のうえ、商品掲載手続きを経て、順次サイトに掲載する。

- (1) 自社で生産、開発、製造又は販売している商品（「食品」、「非食品」問わず）であり、地域の特色や事業者の特色が活かされた商品であること。
 - ・衛生基準、計量法、その他関連法令に反する商品の出品は不可
 - ・食品は、冷凍、冷蔵、常温の商品
 - ・海の京都エリアの伝統工芸品
 - ・産直対応可能な商品
 - ・その他海の京都事業者の特色が活かされた商品
- (2) 商品の下代価格は出店者の希望とするが、海の京都 DMO 及び㈱ホリグチと協議し、販売手数料+送料を転嫁した上代価格が設定できる商品であること。

4 出店に係る費用

対象商品の売上に際して販売手数料 20%

5 出店・出品申し込み

下記様式については、「海の京都ホームページ」または「海の京都市場ウェブページ」よりダウンロードの上、ご提出ください。

- (1) 海の京都市場事業者登録シート（様式1）
- (2) 海の京都市場商品登録シート（様式2）

※ 出品に関する手続きとして、海の京都 DMO 及び㈱ホリグチと個別に商取引の交渉を行い、商品ページの現地取材や価格、条件等を設定します。

6 提出先

株式会社ホリグチ（担当：児島）

TEL：090-3614-8265 FAX：0773-68-0666 E-mail：ketumenew@gmail.com